

【全般】	
Q: 玄関に入ると、間違えて靴のまま入ってくるケースが見受けられる。玄関周りについても何か対策を考えるべき。	A: 土足厳禁の表示や靴箱を追加し、見学者が間違えないように配置を適切に行うことで対応することとしました。
Q: 2 階の見学者通路のモニターが小さい。	A: すでに設置したモニターは、現状通りとしたいです。なお、2 階の見学者通路を利用して見学される方は、プレゼンテーションルームのスクリーン映像で、説明を行うことができます。
Q: スリッパがとても歩きにくい。	A: すべりにくいスリッパを準備することとします。
Q: 英語のパンフや、英語の表示をつけていただきたいと思う。	A: 英語が必要な外国からの見学者については事前の申し込みによるものが大多数と考え、プレゼンテーションルームにおける説明を行うことで対応します。英語のパンフレットについては作成します。 なお、音声付き P C B 処理フロー説明パネルでは英語での説明を聞くことができます。

【情報公開ルームに関すること】	
Q: タッチパネルや説明版の文字が小さくて非常に見にくいと思った。説明版などの配置も含めてどうかならないか。 モニターの字が小さい。	A: これまでも改善可能な部分は文字を大きくするなど対応を行ってきましたが、すでに設置したタッチパネルは現状通りとしたいです。 なお、今後新たに設置する説明パネル等については文字の大きさに配慮していきます。
Q: 全体の流れが理解できるものが必要。	A: P C B 処理フローは音声付き P C B 処理フロー説明パネル、事業全体の流れは展示パネルなどで理解することができると思っています。
Q: カットモデルが一番奥のほうにおいてあるが、できれば玄関を入ったところに、出していただいた方がよい。	A: 全体配置や車椅子の方の通路幅確保などトータルに配置を決めている関係上、現状通りとしたいです。 なお、カットモデル上部に照明を新たに取り付け、見やすく配慮しました。
Q: 展示パネルにルビが振ってなかったので、必ず説明の方がついて、解りやすく説明するという事で理解している。	A: 今後新たに作成する展示パネル等については必要に応じてルビを振ることで対応したいと考えています。 なお、説明者は必要に応じて対応させていただきます。
Q: 単位の意味等の説明が必要と思われる。	A: 40 インチモニターに表示されているモニタリングの単位については説明を追加することとします。
Q:じっくり見るために、立っているとなかなか見にくいと思う。	A: タッチパネル等については、じっくり見ていただけるよう椅子を新たに用意しました。
Q: 触っていけないパネルには触っていけない旨の記載をしてほしい。	A: タッチパネルでないものなど触ってはいけないものについてはその旨の記載をしておりますが、さらに、画面が反応しないように、ガードを貼るなどの工夫をしました。
Q: 土日を開けるべきである。	A: 土日の解放は現在行っていませんが、今後見学依頼があれば再度検討したいと考えています。
Q: 他の地域に無いような、北九州事業独特の公開方法をお願いします。	A: 北九州事業に即した展示内容としていますが、プレゼンテーション時には、できるだけ独自の内容を説明するようにしていきたいと考えています。
Q: 輸送担当者は、なにか特別な資格を持っている方が従事するのか。	A: PCB 廃棄物の収集運搬を行う者は廃棄物処理法に基づく収集運搬業の許可が必要であり、当該許可の要件として、直接作業するものは、P C B に関する知識等を有していることが必要となっています。 北九州市においては、当該要件を担保するものとして、許可を取得する者に対して「PCB 廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会」の受講を義務づけています。講習会は(財)日本産業廃棄物処理振興センターが主催し、PCB 廃棄物の収集運搬関係法規や事故時・緊急時の対応等についてのカリキュラムが組まれております。

【モニタリング】	
Q: ECD の方法で測っているが、このときは、どれくらいの間がかかったのか。	A: オンラインモニタリングは GC-ECD 法ではなく、TOFMS というガスを直接装置内に導入しレーザーでイオン化する装置を用いて、測定を行っているが、特別な前処理は必要なく短時間で分析が行えるという特徴があります。 なお、オフラインモニタリングは GC-ECD 法で行っており、分析には前処理を含めて約 1 週間程度必要です。
Q: 前処理は必要なのか。ガスクロなので前処理が必要かどうか。	A: 前問の回答のとおり、TOFMS では特別な前処理は必要ありませんが、排気ガス(P C B の測定) における ECD では、前処理が必要です。

【緊急措置手引書】	
Q: 夜間または、休日における中央監視室の係員の判断により通報を行うとあるが、具体例が無いとわからない。	A: 緊急措置手引書は、平成 16 年 12 月 15 日付で北九州市から承認を頂いたところですが、別表 - 5 に通報範囲基準表を載せています。今後、判断に迷う事例が生じた場合には、機会を逃さず見直していくこととします。
Q: 消防の方が訓練で着用していた防災服、宇宙服のような服を一番に被災する方のためにも、この施設にも装備する必要があるのではないか。	A: 消防の方が用意された化学防護服は化学設備の災害だけではなく、サリン、炭疽菌等の破壊工作や、放射能災害にも対応するものです。一方、施設内で使用する防護服は、P C B に対して十分な防護性能を持っており、災害発生時の救出作業にも使用できると考えております。